

第119期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

- ①事業報告 ➤ 当行の新株予約権等に関する事項
- ②事業報告 ➤ 業務の適正を確保する体制
- ③計算書類 ➤ 株主資本等変動計算書
- 個別注記表
- ④連結計算書類 ➤ 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

株式会社山陰合同銀行

①事業報告

▶ 当行の新株予約権等に関する事項

1. 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

[第1回新株予約権]

- A. 新株予約権の割当日 2008年7月25日
- B. 新株予約権の行使期間 2008年7月26日から2033年7月25日まで
- C. 権利行使価額（1株当たり） 1円
- D. 権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	68個	当行普通株式 6,800株	1名
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	20個	当行普通株式 2,000株	1名
監査等委員である取締役	—	—	—

[第2回新株予約権]

- A. 新株予約権の割当日 2009年7月23日
- B. 新株予約権の行使期間 2009年7月24日から2034年7月23日まで
- C. 権利行使価額（1株当たり） 1円
- D. 権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	96個	当行普通株式 9,600株	1名
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	22個	当行普通株式 2,200株	1名
監査等委員である取締役	—	—	—

[第3回新株予約権]

- A. 新株予約権の割当日 2010年7月23日
 B. 新株予約権の行使期間 2010年7月24日から2035年7月23日まで
 C. 権利行使価額（1株当たり） 1円
 D. 権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	126個	当行普通株式 12,600株	1名
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	29個	当行普通株式 2,900株	1名
監査等委員である取締役	—	—	—

[第4回新株予約権]

- A. 新株予約権の割当日 2011年7月26日
 B. 新株予約権の行使期間 2011年7月27日から2036年7月26日まで
 C. 権利行使価額（1株当たり） 1円
 D. 権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	169個	当行普通株式 16,900株	1名
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	31個	当行普通株式 3,100株	1名
監査等委員である取締役	—	—	—

[第5回新株予約権]

- A. 新株予約権の割当日 2012年7月27日
- B. 新株予約権の行使期間 2012年7月28日から2037年7月27日まで
- C. 権利行使価額（1株当たり） 1円
- D. 権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	295個	当行普通株式 29,500株	2名
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	33個	当行普通株式 3,300株	1名
監査等委員である取締役	—	—	—

[第6回新株予約権]

- A. 新株予約権の割当日 2013年7月26日
- B. 新株予約権の行使期間 2013年7月27日から2038年7月26日まで
- C. 権利行使価額（1株当たり） 1円
- D. 権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	212個	当行普通株式 21,200株	2名
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	24個	当行普通株式 2,400株	1名
監査等委員である取締役	—	—	—

[第7回新株予約権]

- A. 新株予約権の割当日 2014年7月25日
 B. 新株予約権の行使期間 2014年7月26日から2039年7月25日まで
 C. 権利行使価額（1株当たり） 1円
 D. 権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	259個	当行普通株式 25,900株	2名
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	26個	当行普通株式 2,600株	1名
監査等委員である取締役	—	—	—

[第8回新株予約権]

- A. 新株予約権の割当日 2015年7月24日
 B. 新株予約権の行使期間 2015年7月25日から2040年7月24日まで
 C. 権利行使価額（1株当たり） 1円
 D. 権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	200個	当行普通株式 20,000株	2名
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	15個	当行普通株式 1,500株	1名
監査等委員である取締役	14個	当行普通株式 1,400株	1名

2. 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

②事業報告

▶ 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容の概要

当行は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- A. 役職員が遵守すべき倫理基準及び具体的な行動指針を規定した「倫理綱領（企業行動原理及び役職員の行動規範）」を制定し、継続的なコンプライアンス研修等により全役職員に周知徹底を図る。
- B. 原則として、全営業店・本部各部にコンプライアンス・オフィサーを配置し、さらにコンプライアンス統括部署を設置してコンプライアンス・リスク管理態勢確立のための具体的方策の立案や問題点の改善について協議を行い、その内容は取締役会に付議・報告する体制とする。
- C. コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、継続的なコンプライアンス・リスク管理態勢の強化・充実を図る。
- D. 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置するとともに、当行グループから独立した社外取締役を選任する。
- E. 業務執行部門から独立した内部監査部署を設置し、内部監査方針及び内部監査規程にしたがい内部監査を実施する。
- F. 内部通報制度を設け、当行グループの役職員が当行のコンプライアンス統括部署又は社外窓口（弁護士）に直接通報できる体制とする。
- G. マネー・ローンダリング等防止にかかる基本方針を定め、当行グループ一体となってマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に向け、業務の適切性を確保すべく管理態勢を整備する。
- H. 反社会的勢力に対する基本方針を定め、当行グループ一体となって市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、一元的な管理体制の構築により関係遮断を徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書保存を定める規程にしたがい、適切に保存・保管する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- A. 当行グループは、業務執行に係るリスクとして以下のリスクを認識する。
 - a. 信用リスク
 - b. 市場リスク
 - c. 流動性リスク
 - d. オペレーショナル・リスク
- B. リスク管理の基本方針を定める統合的リスク管理規程に基づき、上記のリスク種類ごとにリスク管理主管部署を定め、さらにそれを統合的に管理するリスク統括部署を設置し、グループ会社を含めた統合的リスク管理体制の確立を図る。また、資産・負債の総合管理や統合的リスク管理等を目的にALM委員会を設置し、当委員会で具体的な協議を行う。
- C. 不測の緊急事態の発生に対しては、危機管理基本規程を定め、グループ会社を含めた危機管理対応ができる体制とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は、監査・監督機能の強化、意思決定の迅速化、経営の透明性の向上を目的に、会社法上の機関設計として「監査等委員会設置会社」を採用する。

- A. 監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確にするため、執行役員制度を導入する。また、業務執行に係る協議機関として経営執行会議を設置し、経営の重要事項について多面的な検討を行う。
- B. 取締役会を定例及び必要に応じて随時開催するほか、経営意思決定の機動性を確保するため、法令等に照らし取締役会の決議を要しない事項、ならびに定款に基づき重要な業務執行の決定権限の一部を経営執行会議等及び執行役員に委任する。経営執行会議等及び執行役員に委任する範囲については、「取締役会規程」及び「職務権限規程」に明確に定め、取締役会はその職務の執行状況を監督する。
- C. 組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限に基づいて効率的な業務執行を実現する。

⑤ 当行並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行グループ一体となって総合金融機能を発揮して地域に貢献するため、当行にグループ会社の運営統括部署を設置し、グループ会社の運営規程等を定めて、グループ会社におけるコンプライアンス、当行への報告、リスク管理、職務執行の効率性など業務運営の適正を確保する。

- A. グループ・コンプライアンス基本方針を定め、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理態勢を整備するほか、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、グループ会社の継続的なコンプライアンス態勢の強化・充実を図る。また、グループ会社に対し当行の内部監査部署による監査を実施する。
- B. グループ会社は、事業計画、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当行へ定期的に報告するほか、法令等の違反行為等、グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当行へ報告する。
- C. グループ会社のリスク管理方針を定めて、グループ会社の業務執行に係るリスクを網羅的・統括的に管理する。
- D. グループ会社は、経営上の重要な案件については、当行との間に定める協議・報告に関する基準にしたがい、当行に事前協議のうえ意思決定するほか、組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限に基づいて効率的な業務執行を実現する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助する専属の使用人を配置する。

⑦ 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専属の使用人は他部署の使用人を兼務せず、その人事異動、人事考課、懲戒処分については監査等委員会の意見を尊重する。また、専属の使用人はもっぱら監査等委員会の指揮命令にしたがう旨を規程に明記する。

⑧ 次に掲げる体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- A. 当行の取締役及び使用人が当行の監査等委員会に報告をするための体制
 - a. 取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会へ報告する基準等について監査等委員である取締役と協議のうえ定めるとともに、当行又はグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員である取締役に報告する。また、上記にかかわらず取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員である取締役から報告を求められたときには、速やかに報告を行う。
 - b. 内部通報制度の担当部署は、当行グループの役職員から通報があった場合、監査等委員会に通報事実を報告し、その後の調査・是正措置等の状況についても報告する。
- B. グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人は、当行の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。また、当行のグループ会社の運営統括部署、内部監査部署、リスク管理部署は、グループ会社におけるコンプライアンス、内部監査、リスク管理等の状況を当行の監査等委員会に定期的に報告する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当行グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、全役職員に周知徹底する。

⑩ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等を支出するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役頭取は監査等委員である取締役と定期的に意見交換会を開催する。また、監査等委員である取締役は、経営執行会議その他の重要な委員会等に出席できるものとする。その他、内部監査、法令等遵守、リスク管理、財務など内部統制に係わる部署は、監査等委員である取締役との円滑な意思疎通等連携に努める。

(2) 当該体制の運用状況の概要

当行では、業務の適正を確保するための体制等の整備と適切な運用のため、上記基本方針に基づく内部統制システムの整備状況について定期的に点検し、その結果を取締役に報告しております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会の承認を受け「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、プログラムの進捗状況については、半期毎にコンプライアンス委員会に報告いたしました。2021年度はコンプライアンス委員会を8回開催し、取締役会直属の監査部による取締役会への内部監査結果報告を12回実施いたしました。

また、マネー・ローndリング等防止態勢の高度化に向け、管理態勢の整備を進めました。ただし、継続的な顧客管理等の新たな課題を認識しており、引き続き対応してまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営執行会議、ALM委員会等の主要会議の議事録及び会議にて使用した資料については、行内規程・要領に基づき、適切に作成・保存・管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

信用リスクの状況については、半期毎に実施したローン・レビューの内容を取締役に報告いたしました。市場リスク、流動性リスクの状況については、毎月開催したALM委員会の内容を取締役に報告いたしました。オペレーショナル・リスクの状況については、四半期毎にオペレーショナル・リスク管理委員会の内容を取締役に報告いたしました。

また、事業継続計画の実効性向上のため、大規模地震災害の発生やATM障害発生を想定した訓練を実施いたしました。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を12回開催いたしました。また、経営の重要事項等を協議する経営執行会議を20回開催いたしました。

⑤ 当行並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

各グループ会社が、当行のコンプライアンス委員会に協議の上、コンプライアンス・プログラムを策定し、実施状況を半期毎に当行へ報告いたしました。また、当行グループにとってのコンプライアンスの位置づけ、管理態勢の明確化を図るためグループ・コンプライアンス基本方針を定めました。

グループ会社に対しては、当行の監査部による監査を定期的実施しております。2021年度は、グループ会社5社に対して監査を実施いたしました。

グループ会社で構成する「関連会社経営戦略会議」を開催するなど、グループ会社の事業計画や業務執行状況等について確認しております。また、グループ会社からは、規程で定めている協議・報告基準により、業務執行状況に関する報告を受けております。

グループ会社のリスク管理態勢については、リスク統括部署、リスク管理主管部署、報告態勢を規程に定め、明確にしております。また、グループ会社からの報告に基づき、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクについて計測し、適切に把握しております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助する専属の使用人を1名配置しております。

⑦ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専属の使用人は他部署と兼務せず、その使用人に対する指揮命令権についても規程に明記しております。

⑧ 次に掲げる体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

A. 当行の取締役及び使用人が当行の監査等委員会に報告をするための体制

B. グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制

規程に基づき当行及びグループ会社から監査等委員会への報告を適切に実施しております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った役職員の保護については規程に明記し、内部通報制度に基づく通報があった場合には、通報管理責任者が監査等委員である取締役に通報事実及び調査・是正措置等の状況について報告する体制としております。

⑩ **監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

毎年、監査等委員である取締役の職務執行に必要な経費を予算計上し、職務執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合には、当該請求に係る費用又は債務を適切に処理しております。

⑪ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役頭取を含む業務執行取締役と監査等委員会との意見交換会を4回開催いたしました。また、監査等委員である取締役は取締役会12回に出席いたしました。

監査部は、監査等委員である取締役に対して毎月監査結果を報告し、課題認識の共有及び意見交換を実施しております。

③計算書類

▶ 株主資本等変動計算書

第119期 [2021年4月1日から
2022年3月31日まで] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別段積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	20,705	15,516	-	15,516	17,584	158	231,829	33,108	282,681	△749	318,153
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	△142	△142	-	△142
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,705	15,516	-	15,516	17,584	158	231,829	32,965	282,538	△749	318,011
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	△5	-	5	-	-	-
別段積立金の積立	-	-	-	-	-	-	5,000	△5,000	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△3,448	△3,448	-	△3,448
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	14,222	14,222	-	14,222
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△0	△0
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	△1	△1	106	105
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	162	162	-	162
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△5	5,000	5,939	10,934	105	11,040
当期末残高	20,705	15,516	-	15,516	17,584	153	236,829	38,905	293,473	△643	329,051

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	46,408	△0	2,510	48,918	170	367,242
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	△142
会計方針の変更を反映した当期首残高	46,408	△0	2,510	48,918	170	367,100
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	-
別段積立金の積立	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△3,448
当期純利益	-	-	-	-	-	14,222
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△0
自己株式の処分	-	-	-	-	-	105
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	162
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△40,896	2,688	△162	△38,370	△47	△38,417
当期変動額合計	△40,896	2,688	△162	△38,370	△47	△27,376
当期末残高	5,512	2,688	2,348	10,548	123	339,723

▶ 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）及び(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
その他	5年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、与信額から担保等による保全額を控除した金額が、一定額以上の債務者とそれ以外の債務者に分けて算定しております。与信額から担保等による保全額を控除した金額が、一定額以上の債務者の予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率に基づき、発生頻度のばらつきに応じた補正を加えて損失率を求めて算定しております。それ以外の債務者の予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、統計的な補正幅を加算して算定しております。

要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間又は3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、統計的な補正幅を加算して算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び要注意先のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者等で、債務者単体又はグループでの与信額から担保等による保全額を控除した金額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本

の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 株式給付引当金

株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行取締役（監査等委員である取締役を除く）及び当行執行役員への当行株式等の給付に備えるため、株式等給付見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

(7) その他の偶発損失引当金

その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

6. 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用し、顧客との契約から生じる収益について約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の固定金利貸出金・固定利付債券に対して個別に金利スワップ取引等の紐付けを行い、金利スワップの特例処理、あるいは繰延ヘッジによっております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

9. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続き

当行が保有する「有価証券」中の投資信託に係る期中収益分配金等（解約、償還時の差益を含む。）について

は有価証券利息配当金に計上し、解約損・償還損については国債等債券償還損に計上しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、クレジットカード年会費については、従来は顧客との契約成立後、年会費請求時点において収益を認識しておりましたが、期間の経過に応じて収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度において、役務取引等収益、経常利益及び税引前当期純利益は4百万円増加し、期首の利益剰余金は129百万円減少しております。なお、当事業年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に反映しております。

この結果、当事業年度期首の利益剰余金は12百万円、その他資産は20百万円、その他負債は2百万円それぞれ減少し、繰延税金資産は5百万円増加しております。なお、当事業年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「2021年改正時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度末より適用し、投資信託財産が不動産である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、従来は取得原価をもって貸借対照表価額としておりましたが、入手し得る直近の基準価額を時価とみなし、時価評価する方法へと見直ししております。

この結果、当事業年度末のその他有価証券評価差額金は1,216百万円増加し、繰延税金資産は532百万円減少しております。なお、当事業年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

また、2021年改正時価算定会計基準適用指針第27-4項に定める経過措置に従い、基準価額を時価とみなした投資信託財産が不動産である投資信託の期首残高から期末残高への調整表は記載しておりません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、前事業年度末時点において、2021年度中は徐々に収束に向かうものの影響は継続し、2022年度の前半に従前の水準に回復するものと仮定しておりましたが、2021年度以降も一定期間継続するとの見方に仮定を変更しております。下記「1. 貸倒引当金」においては、本仮定による見積りが含まれております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がり方や収束時期、経済の回復過程等の仮定は、当事業年度末時点で入手可能な情報に基づき当行が行ったものであります。

1. 貸倒引当金

貸出金の信用リスクにかかる貸倒引当金の計上は当行の財政状態、経営成績等に大きな影響を与えることから、貸倒引当金の見積りは会計上重要なものと判断しております。

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 42,027百万円

(2) 上記金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

① 算出方法

「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「予想損失額の算定における貸倒実績率又は倒産確率への統計的な補正幅の加算」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力や財務内容、経営改善計画等を個別に評価し、設定しております。

また、「予想損失額の算定における貸倒実績率又は倒産確率への統計的な補正幅の加算」は、期末日現在の信用リスクをよりの確に引当に反映するために行っております。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

連結計算書類に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

追加情報

(信託を通じて自社の株式を交付する取引)

信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 2,893百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に33,313百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,035百万円
危険債権額	37,902百万円
三月以上延滞債権額	147百万円
貸出条件緩和債権額	17,910百万円
合計額	66,995百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,178百万円であります。
5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、86,986百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	989,221百万円
貸出金	263,556百万円
その他資産	6,239百万円

担保資産に対応する債務

預 金	179,157百万円
債券貸借取引受入担保金	429,129百万円
借入金	687,800百万円
その他負債	6,709百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、その他資産30,017百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金772百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,002,522百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが864,490百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,834百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 46,503百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 673百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は93,273百万円であります。
12. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額 52百万円
13. 関係会社に対する金銭債権総額 24,188百万円
14. 関係会社に対する金銭債務総額 14,832百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引

関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	93百万円
役務取引等に係る収益総額	30百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	69百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	2百万円
役務取引等に係る費用総額	173百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	479百万円

2. 「その他の経常費用」には、貸出債権等の売却に伴う損失52百万円を含んでおります。

3. 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております（ただし、連携して営業を行っている出張所は当該営業店単位に含む）。また、本部、システム・集中センター、社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。貸貸資産は、原則貸貸先毎にグルーピングを行っております。

このうち、以下の資産グループ（継続的な時価の下落等がみられる遊休資産及び使用中止予定のソフトウェア）について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
山陰地区	遊休資産	土地・建物・動産・ソフトウェア	523百万円
その他	遊休資産	建物	1百万円
合計			525百万円

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額（有形固定資産については不動産鑑定評価基準又は路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除した額）としております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,142	1	154	989	(注)
合計	1,142	1	154	989	

(注1) 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式888千株及び794千株がそれぞれ含まれております。

(注2) 自己株式の増加は単元未満株式の買取請求によるものであります。また、自己株式の減少のうち60千株は新株予約権の行使、94千株は株式給付信託（BBT）による給付、0千株は単元未満株式の買増請求によるものであります。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（2022年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	16,400	16,419	19
	その他	—	—	—
	小計	16,400	16,419	19
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	76,873	76,441	△ 431
	その他	—	—	—
	小計	76,873	76,441	△ 431
合計		93,273	92,860	△ 412

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2022年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	675
関連法人等株式	—

4. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	37,235	11,854	25,380
	債券	442,586	424,817	17,769
	国債	315,854	299,714	16,139
	地方債	83,373	82,527	845
	短期社債	—	—	—
	社債	43,359	42,576	783
	その他	331,126	314,910	16,215
	小計	810,948	751,583	59,365
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,758	4,823	△1,065
	債券	410,343	419,018	△8,674
	国債	198,256	205,766	△7,510
	地方債	182,774	183,759	△985
	短期社債	—	—	—
	社債	29,313	29,491	△178
	その他	590,253	631,992	△41,738
	小計	1,004,355	1,055,834	△51,478
合計		1,815,304	1,807,417	7,886

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,651
組合出資金	17,653
その他	0

組合出資金については、2021年改正時価算定会計基準適用指針第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	290	291	1
その他	—	—	—
合計	290	291	1

(売却の理由) 買入消却によるものであります。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6,525	1,476	1,245
債券	194,163	72	3,399
国債	194,163	72	3,399
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	70,869	1,282	3,937
合計	271,559	2,832	8,581

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券 (市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

当事業年度における減損処理額は83百万円 (全て株式) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断されるのは、下記(1)又は(2)の①から③のいずれかに該当した場合としております。

(1) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ50%以上下落した場合。

(2) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ30%以上下落した場合。

①株式・投資信託は、時価が基準日から起算して過去1年間に一度も取得原価の70%を超えていない場合。

ただし、基準日より1年以内に新規取得した銘柄で30%以上下落した銘柄は、個別にその下落要因等を検討し、回復可能性の判定を行う。

②株式は、当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または2期連続して当期損失を計上した場合。

③債券は、時価の下落が金利の上昇ではなく、信用リスクの増大に起因する場合。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	4,998	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	12,270 百万円
減価償却費	487 百万円
固定資産の減損損失	2,503 百万円
有価証券減損処理	286 百万円
退職給付引当金	2,732 百万円
その他	<u>3,194</u> 百万円
繰延税金資産小計	21,474 百万円
評価性引当額	<u>△ 2,042</u> 百万円
繰延税金資産合計	19,431 百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	81 百万円
前払年金費用	1,602 百万円
その他有価証券評価差額金	2,344 百万円
繰延ヘッジ利益	1,176 百万円
その他	<u>54</u> 百万円
繰延税金負債合計	5,259 百万円
繰延税金資産の純額	<u>14,171</u> 百万円

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 2,177円8銭
- 1株当たりの当期純利益金額 91円20銭
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 91円9銭

1株当たりの純資産額の算定上、自己株式に計上した株式給付信託 (BBT) が保有する当行株式数 (794千株) は、当事業年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、自己株式に計上した株式給付信託 (BBT) が保有する当行株式の当事業年度平均株式数 (822千株) は、当事業年度平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

④連結計算書類

➤ 連結株主資本等変動計算書

第119期 $\left(\begin{array}{l} 2021年4月1日から \\ 2022年3月31日まで \end{array} \right)$ 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,705	22,058	290,042	△749	332,056
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	△142	-	△142
会計方針の変更を反映した 当期首残高	20,705	22,058	289,899	△749	331,914
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	△3,448	-	△3,448
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	14,485	-	14,485
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
自己株式の処分	-	-	△1	106	105
土地再評価差額金の取崩	-	-	162	-	162
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	11,197	105	11,302
当期末残高	20,705	22,058	301,096	△643	343,217

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評 価差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	47,912	△0	2,510	△3,330	47,092	170	532	379,852
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	△142
会計方針の変更を反映した 当期首残高	47,912	△0	2,510	△3,330	47,092	170	532	379,710
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△3,448
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	14,485
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△0
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	105
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	162
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△40,775	2,688	△162	515	△37,733	△47	△41	△37,822
当期変動額合計	△40,775	2,688	△162	515	△37,733	△47	△41	△26,519
当期末残高	7,137	2,688	2,348	△2,814	9,358	123	491	353,191

➤ 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）及び(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
その他	5年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

4. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、与信額から担保等による保全額を控除した金額が、一定額以上の債務者とそれ以外の債務者に分けて算定しております。与信額から担保等による保全額を控除した金額が、一定額以上の債務者の予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率に基づき、発生頻度のばらつきに応じた補正を加えて損失率を求めて算定しております。それ以外の債務者の予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、統計的な補正幅を加算して算定しております。

要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間又は3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、統計的な補正幅を加算して算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び要注意先のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者等で、債務者単体又はグループでの与信額から担保等による保全額を控除した金額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシ

ユ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

5. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行取締役（監査等委員である取締役を除く）及び当行執行役員への当行株式等の給付に備えるため、株式等給付見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等において、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、同役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

10. その他の偶発損失引当金の計上基準

その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用し、顧客との契約から生じる収益について約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の固定金利貸出金・固定利付債券に対して個別に金利スワップ取引等の紐付けを行い、金利スワップの特例処理、あるいは繰延ヘッジによっております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日。以下「実務対応報告第40号」という。）を適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続き

当行が保有する「有価証券」中の投資信託に係る期中収益分配金等（解約、償還時の差益を含む。）については有価証券利息配当金に計上し、解約損・償還損についてはその他業務費用に計上しております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、クレジットカード年会費については、従来は顧客との契約成立後、年会費請求時点において収益を認識しておりましたが、期間の経過に応じて収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度において、役員取引等収益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は4百万円増加し、期首の利益剰余金は129百万円減少しております。なお、当連結会計年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に反映しております。

この結果、当連結会計年度期首の利益剰余金は12百万円、その他資産は20百万円、その他負債は2百万円それぞれ減少し、繰延税金資産は5百万円増加しております。なお、当連結会計年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「2021年改正時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し、投資信託財産が不動産である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、従来は取得原価をもって貸借対照表価額としておりましたが、入手し得る直近の基準価額を時価とみなし、時価評価する方法へと見直ししております。

この結果、当連結会計年度末のその他有価証券評価差額金は1,216百万円増加し、繰延税金資産は532百万円減少しております。なお、当連結会計年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

また、2021年改正時価算定会計基準適用指針第27-4項に定める経過措置に従い、基準価額を時価とみなした投資信託財産が不動産である投資信託の期首残高から期末残高への調整表は記載しておりません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、前連結会計年度末時点において、2021年度中は徐々に収束に向かうものの影響は継続し、2022年度の前半に従前の水準に回復するものと仮定しておりましたが、2021年度以降も一定期間継続するとの見方に仮定を変更しております。下記「1. 貸倒引当金」においては、本仮定による見積りが含まれております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がり方や収束時期、経済の回復過程等の仮定は、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき当行及び連結される子会社及び子法人等が行ったものであります。

1. 貸倒引当金

貸出金の信用リスクにかかる貸倒引当金の計上は当行グループの財政状態、経営成績等に大きな影響を与えることから、貸倒引当金の見積りは会計上重要なものと判断しております。

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 42,571百万円

(2) 上記金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

① 算出方法

「会計方針に関する事項」「4. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「予想損失額の算定における貸倒実績率又は倒産確率への統計的な補正幅の加算」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力や財務内容、経営改善計画等を個別に評価し、設定しております。

また、「予想損失額の算定における貸倒実績率又は倒産確率への統計的な補正幅の加算」は、期末日現在の信用リスクをよりの確に引当に反映するために行っております。

(3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

債務者の信用状態、担保評価及び保証人等からの回収見込や、算定に用いた前提（予想損失額、貸倒実績率、倒産確率等）が実績と乖離した場合には、貸倒引当金の増減により、当行グループの連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

（信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当行は、中長期的な業績の向上と、企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員（以下、「取締役等」という。）に対し、「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

1. 取引の概要

本制度のもと当行は、対象となる取締役等に対し当行が定めた役員株式給付規程に基づき、事業年度毎にポイントを付与し、取締役等の退任時に累計ポイントに相当する当行株式及び当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」という。）を信託を通じて給付します。取締役等に対し給付する当行株式等については、予め信託設定した金銭により取得し、信託財産として分別管理しております。

2. 信託が保有する当行株式

信託が保有する当行株式を信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は486百万円、株式数は794千株であります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 2,370百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に33,313百万円含まれております。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,542百万円
危険債権額	37,902百万円
三月以上延滞債権額	147百万円
貸出条件緩和債権額	17,910百万円
合計額	67,502百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

（表示方法の変更）

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,178百万円であります。

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、86,986百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	989,221百万円
貸出金	263,556百万円
リース債権及びリース投資資産	12,475百万円
その他資産	6,976百万円
担保資産に対応する債務	
預金	179,157百万円
債券貸借取引受入担保金	429,129百万円
借入金	699,517百万円
その他負債	6,709百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、その他資産30,017百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金713百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、993,525百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが855,493百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,834百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 48,666百万円
 10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,153百万円
 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は93,273百万円であります。
 12. 当行の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額 52百万円

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却21百万円、株式等償却121百万円及び貸出債権等の売却に伴う損失73百万円を含んでおります。
 2. 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております（ただし、連携して営業を行っている出張所は当該営業店単位に含む）。また、本部、システム・集中センター、社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。賃貸資産は、原則賃貸先毎にグルーピングを行っております。

また、連結される子会社及び子法人等は、主として各社を1単位としてグルーピングを行っております。

このうち、以下の資産グループ（継続的な時価の下落等がみられる遊休資産及び使用中止予定のソフトウェア）について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
山陰地区	遊休資産	土地・建物・動産・ソフトウェア	523百万円
その他	遊休資産	建物	1百万円
合計			525百万円

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額（有形固定資産については不動産鑑定評価基準又は路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除した額）としております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	156,977	—	—	156,977	
合計	156,977	—	—	156,977	
自己株式					
普通株式	1,142	1	154	989	(注)
合計	1,142	1	154	989	

(注1) 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式888千株及び794千株がそれぞれ含まれております。

(注2) 自己株式の増加は単元未満株式の買取請求によるものであります。また、自己株式の減少のうち60千株は新株予約権の行使、94千株は株式給付信託（BBT）による給付、0千株は単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権			—		123		
合計				—		123		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,723百万円	11円	2021年3月31日	2021年6月23日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	1,724百万円	11円	2021年9月30日	2021年12月3日
合計	—	3,448百万円	—	—	—

(注) 2021年6月22日定時株主総会決議及び2021年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式に対する配当金9百万円及び8百万円がそれぞれ含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	3,292百万円	利益剰余金	21円	2022年3月31日	2022年6月23日

(注) 2022年6月22日定時株主総会（決議予定）による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式に対する配当金16百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。そのため、金利変動による金融資産及び金融負債の価値や収益の変動リスク（金利リスク）や、取引先の倒産や経営状態の悪化により、貸出金の元本や利息の回収が困難になり損失を被るリスク（信用リスク）を有しております。また、有価証券投資業務においては、金利リスク、信用リスクに加え、株式などの価格変動リスクを有しております。当行では、これらリスクの適正化と収益の極大化を目指して、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクを有しております。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的及びその他有価証券として保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利リスク及び価格変動リスクを有しております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先の預金であり、金利リスクを有しております。また、借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを有しております。

デリバティブ取引について、通貨関連取引には先物為替予約、通貨スワップ、通貨オプションがあり、金利関連取引には金利スワップ取引や金利先物取引があります。このうち、金利スワップや先物為替予約などのヘッジ目的のデリバティブ取引で、要件を満たすものについては行内規程に基づいてヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

信用リスクの管理は、「内部格付制度」をベースとして、「個別案件の厳正な審査・管理（ミクロの信用リスク管理）」と、「信用リスクの計量化によるポートフォリオの管理と適切な運営（マクロの信用リスク管理）」及び「厳正な自己査定とそれに伴う適切な償却・引当の実施」を基本に行っております。

リスク量の管理態勢としては、自己査定・格付、償却・引当の状況、V a R等リスク計量化の状況、与信集中の状況、貸出採算の状況、不良債権処理の状況等について、定期的にローンレビュー（経営執行会議）や信用リスク管理委員会、ALM委員会を開催し、報告を行っているほか、必要に応じて経営執行会議を開催し、協議等を行っております。また、信用リスクに対し資本配賦を行い、モニタリングすることで、経営体力（自己資本）の範囲内にリスク量をバランスさせております。

②市場リスクの管理

(i) 市場リスクの管理に係る定性的情報

市場リスクの管理については、内部管理上、V a Rから評価損益と実現損益を差し引いた実質リスクを用いて、リスク量を把握・管理しております。

また、市場リスクに対し資本配賦を行い、モニタリングすることで、経営体力（自己資本）の範囲内にリスク量をバランスさせております。

管理態勢としては、実質リスクやV a Rの水準について日次で把握・管理を行っているほか、月次で行われるALM委員会においても実質リスクやV a Rの水準、評価損益額などを報告し、リスク量の把握、適切なリスクコントロールの手段の協議・決定を行っております。

(ii) 市場リスクの管理に係る定量的情報

(7) 有価証券リスク

当行では、保有する有価証券に関するV a Rの算出においては、原則ヒストリカル・シミュレーション法を採用しております。なお、一部時価の把握が困難な商品（CMO、投資信託以外のその他の証券、非上場株式）については、取得原価等に対して一定の掛け目を乗じてリスク量を算出しております。

V a R計測の前提条件は、保有期間60日（ただし政策投資株式は120日）、信頼水準99%、観測期間1年として、日次で計測を行っております。

当連結会計年度末現在におけるV a Rは87,664百万円、実質リスクは65,225百万円となっております。

なお、当行では、使用するV a Rモデルについて、V a Rと日次損益を比較するバックテストを実施し、有効性を検証しております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況

下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) 預貸金利リスク（有価証券以外の金融商品）

当行では、預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品（有価証券を除く）に関するVaRの算出においては、分散・共分散法を採用しております。また、流動性預金については、コア預金内部モデルを採用しております。なお、一部オプションを内包した貸出については、残高に一定の掛け目を乗じてリスク量を算出しております。

VaR計測の前提条件は、保有期間60日、信頼水準99%、観測期間1年として、月次でリスク量の計測を行っております。当連結会計年度末現在における預貸金利リスク量は、△13,575百万円となっております。なお、預貸金利リスクの計測対象としている金融商品においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体では価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

ただし、VaRは過去の金利変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど金利環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクについては、日々資金ギャップ限度額による管理を行っております。また、月次ベースで資金繰りの予想・実績を作成し、計画との差異を検証しております。

さらに、緊急時に備えて組織体制や対応策などをまとめたコンティンジェンシープランを策定しております。なお、当行では国債等流動化可能債券やその他流動性の高い資産を潤沢に保有しており、流動性リスクに対して万全の態勢を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目及び市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（注1参照）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
(1) 現金預け金	775,086	775,086	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	93,675	93,254	△ 420
その他有価証券(*1)	1,815,717	1,815,717	—
(3) 貸出金	3,909,437		
貸倒引当金(*2)	△ 40,924		
	3,868,513	3,884,431	15,918
資産計	6,552,992	6,568,489	15,497
(1) 預金	4,872,042	4,872,755	712
(2) 譲渡性預金	151,444	151,444	—
(3) コールマネー及び売渡手形	120,895	120,895	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	429,129	429,129	—
(5) 借入金	703,317	701,379	△ 1,938
負債計	6,276,830	6,275,604	△ 1,225
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(5,509)	(5,509)	—
ヘッジ会計が適用されているもの(*4)	10,132	10,132	—
デリバティブ取引計	4,623	4,623	—

(*1) その他有価証券には、2021年改正時価算定会計基準適用指針第24-9項を適用した、信託財産が不動産

である投資信託が含まれており、その貸借対照表計上額及び時価は9,161百万円であります。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、合計で正味の債務となる項目は()で表示することとしております。

(※4) ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、実務対応報告第40号を適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式(※1) (※2)	2,139
組合出資金(※3)	17,812
その他	0

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について37百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、2021年改正時価算定会計基準適用指針第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預け金	725,373	—	—	—	—	—
有価証券	193,748	145,228	150,711	198,108	210,257	478,751
満期保有目的の債券	18,079	38,464	32,520	4,510	100	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	175,669	106,764	118,191	193,598	210,157	478,751
貸出金	914,372	689,611	596,569	359,710	422,069	927,105
合計	1,833,494	834,839	747,281	557,818	632,327	1,405,856

(注3) 預金、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金(*)	4,318,363	428,288	111,495	—	13,895	—
譲渡性預金	151,444	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	120,895	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	429,129	—	—	—	—	—
借入金	152,477	233,645	317,195	—	—	—
合計	5,172,311	661,933	428,690	—	13,895	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算出した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
其他有価証券				
国債	514,110	—	—	514,110
地方債	—	266,147	—	266,147
短期社債	—	—	—	—
社債	—	72,672	—	72,672
株式	43,568	—	—	43,568
その他(*1)	116,667	793,389	—	910,056
資産計	674,346	1,132,209	—	1,806,555
デリバティブ取引(*2)				
金利関連	—	4,753	—	4,753
通貨関連	—	(129)	—	(129)
株式関連	—	—	—	—
債券関連	—	—	—	—
商品関連	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	4,623	—	4,623

(*1) 2021年改正時価算定会計基準適用指針第24-9項を適用する投資信託財産が不動産である投資信託は、上表に含めておりません。なお、当該投資信託の連結貸借対照表計上額は9,161百万円であります。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、合計で正味の債務となる項目は()で表示することとしております。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金預け金	—	775,086	—	775,086
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
社債	—	301	92,860	93,161
その他	—	92	—	92
貸出金	—	—	3,884,431	3,884,431
資産計	—	775,480	3,977,291	4,752,772
預金	—	4,872,755	—	4,872,755
譲渡性預金	—	151,444	—	151,444
コールマネー及び売渡手形	—	120,895	—	120,895
債券貸借取引受入担保金	—	429,129	—	429,129
借入金	—	701,379	—	701,379
負債計	—	6,275,604	—	6,275,604

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

現金預け金

これらは満期のないもの又は残存期間が短期間（1年以内）のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、倒産時の損失率等が含まれます。

自行保証付私募債は、内部格付、保全、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類することとしております。

貸出金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、保全、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は帳簿価額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金、譲渡性預金の時価は預金の種類及び期間に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は新たに預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

譲渡性預金

これらは残存期間が短期間（1年以内）のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

コールマネー及び売渡手形

これらは残存期間が短期間（1年以内）のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

債券貸借取引受入担保金

これらは残存期間が短期間（1年以内）のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類することとしており、株式オプション取引等が含まれます。

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券（2022年3月31日現在）
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（2022年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結 貸借対照表 計上額を超 えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	16,500	16,519	19
	その他	—	—	—
	小計	16,500	16,519	19
時価が連結 貸借対照表 計上額を超 えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	77,075	76,642	△ 432
	その他	100	92	△ 7
	小計	77,175	76,735	△ 439
合計		93,675	93,254	△ 420

3. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	株式	39,810	11,938	27,871
	債券	442,586	424,817	17,769
	国債	315,854	299,714	16,139
	地方債	83,373	82,527	845
	短期社債	—	—	—
	社債	43,359	42,576	783
	その他	331,126	314,910	16,215
	小計	813,523	751,667	61,855
連結貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの	株式	3,758	4,823	△ 1,065
	債券	410,343	419,018	△ 8,674
	国債	198,256	205,766	△ 7,510
	地方債	182,774	183,759	△ 985
	短期社債	—	—	—
	社債	29,313	29,491	△ 178
	その他	590,253	631,992	△ 41,738
	小計	1,004,355	1,055,834	△ 51,478
合計		1,817,879	1,807,501	10,377

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却原価 （百万円）	売却額 （百万円）	売却損益 （百万円）
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	290	291	1
その他	—	—	—
合計	290	291	1

（売却の理由）買入消却によるものであります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6,599	1,527	1,245
債券	194,163	72	3,399
国債	194,163	72	3,399
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	70,869	1,282	3,966
合計	271,632	2,883	8,611

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は83百万円（全て株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断されるのは、下記(1)又は(2)の①から③のいずれかに該当した場合としております。

(1) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ50%以上下落した場合。

(2) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ30%以上下落した場合。

①株式・投資信託は、時価が基準日から起算して過去1年間に一度も取得原価の70%を超えていない場合。

ただし、基準日より1年以内に新規取得した銘柄で30%以上下落した銘柄は、個別にその下落要因等を検討し、回復可能性の判定を行う。

②株式は、当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または2期連続して当期損失を計上した場合。

③債券は、時価の下落が金利の上昇ではなく、信用リスクの増大に起因する場合。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	4,998	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益のうち重要なものは役務取引等収益に計上されており、その内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
役務取引等収益	13,115
預金・貸出業務	3,775
為替業務	2,556
証券関連業務	2,370
代理業務	773
保証業務	482
その他	3,158

(注) 役務取引等収益のうち、預金・貸出業務、為替業務は銀行業セグメントから、証券関連業務、代理業務、保証業務、その他は主に銀行業及びその他事業セグメントから発生しております。なお、上表には企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」対象外の収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 2,260円27銭
- 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 92円88銭
- 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 92円77銭

1株当たりの純資産額の算定上、自己株式に計上した株式給付信託（BBT）が保有する当行株式数（794千株）は、当連結会計年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、自己株式に計上した株式給付信託（BBT）が保有する当行株式の当連結会計年度平均株式数（822千株）は、当連結会計年度平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) スtock・オプションの内容

	2008年ストック・ オプション	2009年ストック・ オプション	2010年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 17名 当行監査役 5名	当行取締役 17名 当行監査役 5名	当行取締役 17名 当行監査役 5名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 163,500株	普通株式 180,700株	普通株式 224,000株
付与日	2008年7月25日	2009年7月23日	2010年7月23日
権利確定条件	定めておりません	定めておりません	定めておりません
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2008年7月26日から 2033年7月25日まで	2009年7月24日から 2034年7月23日まで	2010年7月24日から 2035年7月23日まで

	2011年ストック・ オプション	2012年ストック・ オプション	2013年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 8名 当行監査役 5名 当行執行役員 10名	当行取締役 8名 当行監査役 5名 当行執行役員 10名	当行取締役 8名 当行監査役 5名 当行執行役員 10名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 258,000株	普通株式 281,800株	普通株式 202,100株
付与日	2011年7月26日	2012年7月27日	2013年7月26日
権利確定条件	定めておりません	定めておりません	定めておりません
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2011年7月27日から 2036年7月26日まで	2012年7月28日から 2037年7月27日まで	2013年7月27日から 2038年7月26日まで

	2014年ストック・ オプション	2015年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 8名 当行監査役 5名 当行執行役員 11名	当行取締役 8名 当行監査役 5名 当行執行役員 10名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 231,800株	普通株式 122,000株
付与日	2014年7月25日	2015年7月24日
権利確定条件	定めておりません	定めておりません
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2014年7月26日から 2039年7月25日まで	2015年7月25日から 2040年7月24日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2008年ストック・ オプション	2009年ストック・ オプション	2010年ストック・ オプション
権利確定前			
前連結会計年度末	10,700株	13,900株	18,300株
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	1,900株	2,100株	2,800株
未確定残	8,800株	11,800株	15,500株
権利確定後			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	1,900株	2,100株	2,800株
権利行使	1,900株	2,100株	2,800株
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—
	2011年ストック・ オプション	2012年ストック・ オプション	2013年ストック・ オプション
権利確定前			
前連結会計年度末	26,000株	39,400株	36,400株
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	6,000株	6,600株	12,800株
未確定残	20,000株	32,800株	23,600株
権利確定後			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	6,000株	6,600株	12,800株
権利行使	6,000株	6,600株	12,800株
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	2014年ストック・ オプション	2015年ストック・ オプション
権利確定前		
前連結会計年度末	42,500株	42,200株
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	14,000株	14,300株
未確定残	28,500株	27,900株
権利確定後		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	14,000株	14,300株
権利行使	14,000株	14,300株
失効	—	—
未行使残	—	—

②単価情報

	2008年ストック・ オプション	2009年ストック・ オプション	2010年ストック・ オプション
権利行使価格（注）	1円	1円	1円
行使時平均株価	544円	544円	544円
付与日における公正な評価 単価（注）	878円	804円	609円

	2011年ストック・ オプション	2012年ストック・ オプション	2013年ストック・ オプション
権利行使価格（注）	1円	1円	1円
行使時平均株価	544円	544円	544円
付与日における公正な評価 単価（注）	569円	500円	710円

	2014年ストック・ オプション	2015年ストック・ オプション
権利行使価格（注）	1円	1円
行使時平均株価	544円	544円
付与日における公正な評価 単価（注）	677円	1,182円

（注）1株当たり換算して記載しております。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 8社
- 松江不動産株式会社
 - 合銀ビジネスサービス株式会社
 - 株式会社山陰オフィスサービス
 - 山陰債権回収株式会社
 - ごうぎんリース株式会社
 - ごうぎん保証株式会社
 - 株式会社ごうぎんクレジット
 - ごうぎんキャピタル株式会社

なお、ごうぎん証券清算準備株式会社は清算により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
また、山陰総合リース株式会社は、2022年1月1日付でごうぎんリース株式会社に商号を変更いたしました。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 10社
- 主要な会社名

しまね大学発・産学連携投資事業有限責任組合
とっとり大学発・産学連携投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社
- (2) 持分法適用の関連法人等 0社
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 10社
- 主要な会社名

しまね大学発・産学連携投資事業有限責任組合
とっとり大学発・産学連携投資事業有限責任組合

- (4) 持分法非適用の関連法人等 0社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、すべて3月末日であります。